

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年6月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500117号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2600002号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成21年12月18日及び平成22年3月12日の標準賞与額を、それぞれ45万円に訂正することが必要である。

平成21年12月18日及び平成22年3月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成21年12月18日及び平成22年3月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月18日
② 平成22年3月12日

ねんきん定期便を確認したところ、請求期間①及び②について、標準賞与額の記録がないことが判明した。賞与明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「平成21年冬季褒賞金給与明細表」及び「平成22年決算褒賞金給与明細表」並びに同僚から提出された預金通帳(写)により、請求者は、請求期間①及び②において、A社からそれぞれ45万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。